

貸借借契約書(案)

公益財団法人ふるさと島根定住財団(以下「借主」という。)と(落札者名)(以下「貸主」という。)とは、次のとおり貸借借契約を締結する。

(賃借物件)

第1条 貸主は、その所有する次の物件(以下「賃借物件」という。)を借主に賃貸し、借主は、これを賃借する。

物件の表示	物件名	(車両名)
	所在地	(公財) ふるさと島根定住財団松江事務局 島根県松江市朝日町478-18
	数量等	1台

(用途)

第2条 借主は、賃借物件を事業の用に供するものとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。※入札後決定

(賃借料)

第4条 物件の賃借料は、年(月)額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を貸主に支払う。※入札後決定

2 第1項の賃借料は、借主が貸主から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(公租公課)

第5条 賃借物件に関する公租公課は、貸主の負担とする。

(遅延利息)

第6条 借主は、正当な理由によらないで賃借料を第4条第3項による指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率)で計算して得た金額に相当する遅延利息を貸主に支払わなければならない。

(売却の制限等)

第7条 貸主は、借主の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 貸主は、賃借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、借主の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 借主は、貸主の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物件を転貸してはならない。

(賃借物件の現状変更)

第9条 借主は、賃借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ貸主の承認を受けなければならない。

(契約内容の変更等)

第10条 借主は、必要があるときは、貸主と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、借主と貸主とが協議をして定める。

(協議解除)

第11条 借主は、必要があるときは、貸主と協議の上、この契約を解除することができる。

2 借主は、前項の解除により貸主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第 12 条 この契約は、長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、借主はこの契約を変更することができる。

(契約の解除)

第 13 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 貸主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、借主は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(貸借物件の返還)

第 14 条 借主は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、借主の負担においてこの貸借物件を原状に回復して貸主に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを貸主が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 15 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 13 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約書作成費用)

第 16 条 この契約書を作成する費用（貼用印紙代を含む）は、借主と貸主とが折半して負担する。

(協議)

第 17 条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義があるときは、借主及び貸主が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、借主及び貸主の両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

借主 島根県松江市朝日町 4 7 8 番地 1 8
公益財団法人ふるさと島根定住財団
理 事 長 藤 井 洋 一

貸主 (住所)
(法人名等)
(代表者職 氏名) 代表者印

仕様書（案）

賃借に関する仕様は下記のとおりとする。

1. 件名

ふるさと島根定住財団法人車（石見事務所）賃借

2. 品名・台数

小型乗用車 1台

3. 選定基準

下記仕様を満たすこと

項目	仕様
形式・形状	5ドアハッチバックハイトワゴン ※後部座席は可倒式で荷室と一体利用できるもの
納入時の状態	新車（年式 令和7年以降）
車両寸法	全長 4,000mm 以下、全幅 1,700mm 以下 全高 1,700mm 以上、最低地上高 130mm 以上
排気量	1,000cc クラス
駆動方式	前輪駆動
乗車定員	5名
エンジン形式	ガソリンエンジン
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
変速方式	AT または CVT
外装色	白またはシルバー
想定車種例	ルーミー、ソリオ等
装備品	フロアマット、サイドバイザー、スペアタイヤ、パワーウィンドウ（フロントドア・リアドア）、パワーステアリング、電動式ドアミラー、AM/FM ラジオ、ETC（セットアップ含む）、バックガイドモニター、カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダー（現法人車に設置しているドライブレコーダーの移設対応でも可）、間欠ワイパー、リヤワイパー、ABS、運転席・助手席エアバッグ、サマータイヤ及びスタッドレスタイヤ（ホイール付き）
賃借料に含める項目	車両代・リサイクル料、重量税、自動車税、登録・納車料、自賠責保険料、法定点検整備料、車検整備料、バッテリー交換料（1個）、オイル交換料、一般修理費、事故修理費、タイヤ交換（サマータイヤとスタッドレスタイヤの交換）、タイヤ保管（オフシーズンのタイヤの保管）
任意保険の内容	年齢：21歳以上保障 対人：1事故無制限 対物：1事故無制限（免責金額0円） 搭乗者傷害責任保険：3,000万円以上（1名につき）
納車予定場所	ふるさと島根定住財団法人石見事務所駐車エリア（浜田市相生町1391-8）

（その他）

- ・島根運輸支局にて登録の手続きを行うこと。
- ・登録手続きを行うために要する費用は、すべて調達業者において負担すること。
- ・登録後は速やかに調達業者の負担と責任において、ふるさと島根定住財団が指定する場所に納品すること。

4. 契約に関する条項

①契約期間

納車から60か月（5年間）

②納車期限

令和7年6月26日まで

※上記は現行車両の車検満了日であり、昨今の新車納車待ち期間の長期化を考慮して設定しているが、極力納期短縮に努めることを求めるものとする。

③契約金額

契約金額はリース利率を含むリース料の総額（外税）とする。

契約金額の中には、前述の選定基準を全て含むこと。

また、残価精算は行わない

④支払方法

本車両の賃貸借料の支払いは、毎月払いとする。

なお、賃貸借期間内の月額は同一金額とすること。

⑤その他

担当者を置き、車両に関する相談や車両点検・修繕・タイヤ交換時等の対応が必要な際には、担当者等がふるさと島根定住財団へ現地対応を取ることができる体制があること。

また、浜田市内にメーカーの保守サービス拠点があること。